

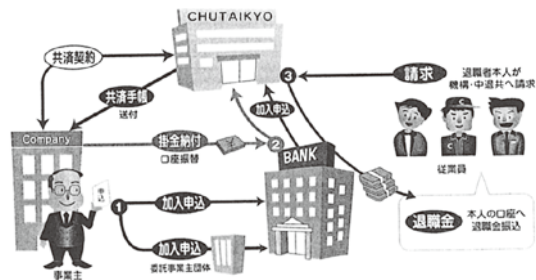
中小企業退職金共済制度のご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度とは

- 中退共制度は、法律に基づき設立された中小企業者のための国の退職金制度です。
- 事業主が、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。
- 従業員が退職したとき、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

制度の特色

- 国の制度ですので、安全・確実・有利です。
 - 掛金の一部を国が助成します。
 - 掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税になります。
 - パートタイマーの方も加入できます。
- ※熊谷市・深谷市にも補助金制度があります。



加入できる企業

- 中退共に加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業や公益法人の場合は、常用従業員数によります。
- ・一般業種（製造・建設業等）…常用従業員数300人以下または資本金の額・出資の総額3億円以下
- ・卸売業……………常用従業員数100人以下または資本金の額・出資の総額1億円以下
- ・サービス業……………常用従業員数100人以下または資本金の額・出資の総額5千万円以下
- ・小売業……………常用従業員数50人以下または資本金の額・出資の総額5千万円以下

掛金の選択

- 従業員の年齢、仕事の経験、勤続年数などに応じて選択ができます。
- 毎月の掛金は、5,000円から30,000円までの16種類から選べます。
- パートタイマー等の短時間労働者は、特例掛金として2,000円、3,000円、4,000円から選べます。
- 掛金は、全額事業主が負担し、従業員に負担させることはできません。

退職金の額

- 退職金は、基本退職金と付加退職金を合算した額となります。
- 退職金は、掛金納付月数が1年未満の場合は支給されません。また、1年以上2年未満の場合は、掛金相当額を下回り、2年から3年6か月では、掛金相当額となります。

☆お問い合わせ 中退共本部 電話 03-6907-1234
☆お申し込み ワークメイト大里までご連絡ください。 電話 048-524-6655